

本ニ於テ、時ニ制限アリ、  
 因本國空、並海軍買付等ニ就テハ、  
 一、對英空ハ、  
 二、對英海軍ハ、  
 三、對日空ハ、  
 四、對日海軍ハ、  
 五、對日空海軍ハ、  
 六、對日空海軍ハ、  
 七、對日空海軍ハ、  
 八、對日空海軍ハ、  
 九、對日空海軍ハ、  
 十、對日空海軍ハ、

極 秘

倫敦海軍會議ニ關スル財政上ノ説明

第一、會議ノ結果國民負擔減少ニ及ボス影響

倫敦海軍會議ノ國家ノ經費ヲ減少シ依ツテ國民負擔ノ輕減ニ資シタル效  
 果ハ

- 一、華府條約ニ依リ定メラレタル主力艦ノ建造ヲ一九三六年末迄延期シタルコト
- 二、從來保有量ニ對シ無制限ニシテ選艦競争ノ結果財政上ノ負擔ヲ増加スルニ限度ナカリシ補助艦ニ關シテ保有量ノ制限ヲ設ケテ始メテ之カ限界ヲ確定シ然モ其制限量ハ我國ノ所關現有勢力ヨリ相當ノ減少ヲ見ルヲ得タルコト
- 三、航空母艦ニ關シテハ一萬噸未満ノ補助航空母艦ニアリテハ從來其保有

(5.17頁)



秘録

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

量ニ付何等ノ制限ナカリシヲ新ニ之ガ制限ヲ設ケ華府會議ニ於テ定メ  
タル一萬噸ヲ超ユル航空母艦ノ制限量内ニ於テノミ總テノ航空母艦ノ  
保有ヲ許容シタルコト等ノ諸點ニシテ今之ニ付概略ノ説明ヲ試ムレバ  
左ノ如シ

(一) 主力艦

華府條約ニ依レバ我國昭和六年度以降昭和十四年迄九年間毎年一隻  
宛ノ主力艦ノ建造ニ着手シ昭和九年以降全十七年迄九年間毎年一隻  
宛ノ竣工ヲ見ル筈ナリシヲ以テ昭和六年以降今回ノ會議ニ於テ延期  
セラレタル一九三六年即昭和十一年迄ニハ

起工セラレタルモノ

六隻

内完成セラレタルモノ

三隻

大藏省

(5.1富井納)



明鮮不本原

Vertical columns of Japanese text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is arranged in approximately 15 columns, reading from right to left.

大 蔵 省

建造中ノモノ

三 隻

ニシテ之カ經費ハ一隻八千萬圓ト假定スレバ四隻半分即三億六千萬圓ヲ要ス右金額丈ノ負擔ハ少クトモ六ヶ年間ハ後年度ニ繰延ベラレタリ而シテ主力艦ノ建造ノ六ヶ年延期ハ次同ノ會費ニ於ケル主力艦ノ縮少若クハ建造再延期ノ決定ニ寄與スル所多カルヘク國民負擔減少ニ關スル間接ノ效果甚大ナルモノアルヲ豫想シ得可シ  
豫主力艦ニ關シテハ英ハ五隻米ハ三隻ノ廢棄ニ伴ヒ我國モ比較一隻ヲ主力艦トシテ之ヲ廢シ砲術練習艦ト變更スルコトトナレリ此爲メニ比較ヲ改換スル爲メ既定繼續費換算ニ計上セラレタル主力艦改換費ノ一部分及經常維持費ニ於テ相當ノ減少額ヲ生ズベキコトトナレ

大 蔵 省

(5.5頁10行)



一、... 二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、...

(二) 補助費

運洋、驅逐、潜水三種種ニツキ今回ノ條約ニ依ル我國ノ保有制限量  
ヲ所謂現有勢力ニ比較シ其縮少セル噸數ヲ示セバ左ノ如シ



（右頁）

（左頁）

八吋砲巡洋艦	輕巡洋艦	驅逐艦	潛水艦	合計
一〇八、四〇〇 <small>噸</small>	九八、四一五	一三二、四九五	七七、八四二	四一七、一五二
一〇八、四〇〇 <small>噸</small>	一〇〇、四五〇	一〇五、五〇〇	五二、七〇〇	三六七、〇五〇
〇 <small>噸</small>	二、〇三五	△二六、九九五	△二五、一四二	△五〇、一〇二

即合計五萬餘噸ノ減少ヲ見タリ

其結果幾何ノ經費ノ減少ヲ見ルヤト云フニ永キ期間ヲ通シテ其毎一年平均額ノ大約ヲ計算スルトキハ

建造費ニ於テ  
維持費ニ於テ  
合計毎一年

一五、七〇〇、〇〇〇圓  
一、五〇〇、〇〇〇圓  
二七、二〇〇、〇〇〇圓

(5.1富井納)



中央第一等  
1、100,000,000  
1、100,000,000  
1、400,000,000

中央第二等  
1、100,000,000  
1、100,000,000  
1、100,000,000

中央第三等  
1、100,000,000  
1、100,000,000  
1、100,000,000

中央第四等  
1、100,000,000  
1、100,000,000  
1、100,000,000

中央第五等  
1、100,000,000  
1、100,000,000  
1、100,000,000

種別	数量	単価	合計
第一等	1	100,000,000	100,000,000
第二等	1	100,000,000	100,000,000
第三等	1	100,000,000	100,000,000
第四等	1	100,000,000	100,000,000
第五等	1	100,000,000	100,000,000
第六等	1	100,000,000	100,000,000
第七等	1	100,000,000	100,000,000
第八等	1	100,000,000	100,000,000
第九等	1	100,000,000	100,000,000
第十等	1	100,000,000	100,000,000

ノ節約ヲ可能ナラシム

軍艦ノ建造費及維持費ハ全艦種ニ於テモ時ニヨリ相違アルモ大体最近ノ平均單價ニ近キモノニ依リ推算セリ以下皆同シ

驅逐艦ハ其艦型少キ速力優秀ナル點ニ於テ又艦齡ノ比較的短キ點ニ於テ維持費及建造費トモニ比較的尠額ヲ要スル艦種ナルカ其ノ保有量ニ付今回ノ會議ニ於テ英米ハ各自國ノ爲メニ二十萬噸ヲ要求シタルヲ我國ノ主張ニ依リ之ヲ十五萬噸ニ低下セシメ從ツテ我國モ國防ニ支障ヲ來サザル範圍ニ於テ約三萬五千噸ノ縮少ヲ可能ナラシメタリ此點ハ今回ノ條約カ經費ノ減少ニ寄與セシ重要ナル一點アリ

(5.1富井助)



一、英國ハ最終ニ於テハ  
 巡洋艦逐二艦種合計  
 潜水艦  
 合計  
 六四七、五〇〇 噸  
 九〇、〇〇〇  
 七三七、五〇〇

猶壽府軍縮會議ニ於テハ

一、英國ハ最終ニ於テハ

巡洋艦逐二艦種合計

潜水艦

合計

ヲ要求シ

ニ、米國又英國ニ對シ

巡洋艦

驅逐艦

合計

四〇〇、〇〇〇 噸

二二〇、〇〇〇

六二〇、〇〇〇

ヲ許容セントシ又英米ノ間其勢力パリティイノ原則ハ兩國共ニ主義

(0.0 噸換算)



（右欄）

米國ハ當初提案ニ依テ潜水艦九  
一六九、〇〇〇噸

英國又英國ニ依テ潜水艦九  
一六九、〇〇〇噸

米國案ニ比較スレバ  
一六九、〇〇〇噸

英國案ニ比較スレバ  
一六九、〇〇〇噸

ノ減少ヲ來セリト云フベシ而シテ英米ノ間ハバリエーニシテ我國ハ

トシテ承認セシ所ナリ  
而シテ今回ノ協定ハ

英國	巡洋艦	三三九、〇〇〇噸
	驅逐艦	一五〇、〇〇〇噸
	潜水艦	五二、七〇〇噸
	合計	五四一、七〇〇噸

ナルヲ以テ右藩府會議ニ於ケル

一、最終ノ英國案ニ比較スレバ

二、米國案ニ比較スレバ

ノ減少ヲ來セリト云フベシ而シテ英米ノ間ハバリエーニシテ我國ハ

米國ハ當初提案ニ依テ潜水艦九  
一六九、〇〇〇噸  
英國又英國ニ依テ潜水艦九  
一六九、〇〇〇噸  
米國案ニ比較スレバ  
一六九、〇〇〇噸  
英國案ニ比較スレバ  
一六九、〇〇〇噸

(右欄續)



明 鮮 不 本 原

米國ニ對シ總括七點ヲ要求スル立場ニアルモノナレバ補助艦三艦種ノ總量ニ於テ約十四萬噸乃至<sup>上</sup>九萬噸ノ縮少ヲ國防上支障ナク行フヲ得シメタルモノニシテ毎年總額約三千五百萬圓乃至<sup>六</sup>千~~萬~~萬圓ノ經費ヲ節約シ得ベシ即今回ノ會議ハ參府會議ニ比較スレバ遙ニ縮少的ニシテ日英米三國共國民負擔ノ減少ニ最重キヲ置キタリト見ルヲ得可ク英國ニ於テハ政府反對黨タル保守黨及退役海軍々人ハ依然トシテ參府會議當時ノ主張タル巡洋艦七十隻ヲ主張シ今回ノ會議ニ於ケル英國政府ノ要求タル巡洋艦五十隻案ニ強硬ニ反對シタル點等ヲ考フレバ今回ノ條約ハ國民負擔ノ點ヨリ觀察スルトキハ最良好ノ機會ニ於テ之カ締結ヲ見タルモノト云フヲ得可シ

猶一度補助艦ニシテ其制限ヲ決定シタル以上今後ニ於テ更ニ各國

(5.5續前)

大 藏 省

ナムモ... 合... 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

大 藏 省

(5.5續前)



第一 國庫整理ニ由テ其整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第一 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第二 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第三 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第四 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第五 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第六 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第七 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第八 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第九 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ  
 第十 國庫整理ノ要旨ハモトモテハ今般ニ言フニ

(4000)

相互ニ之ヲ縮少シ即各國相互ニ國防上ノ危險ヲ増加スルコトナク  
 國民負擔ヲ一層輕減スルノ機會ヲ捉フルヲ得ル希望アルコトハ華府  
 會議ニ於テ主力艦建造ノ十年休日ヲ決定シタル所今回ノ會議ニ於テ  
 更ニ六年ノ遠達延期ヲ見次テ次回ノ會議ニ於テ更ニ主力艦ノ建造ノ  
 再延期或ハ縮少ニ對シテ希望ヲ囑シ得ルカ如キト全權ナルモノアル  
 ベシ兎ニ角從來<sup>困</sup>難トセラレシ補助艦ノ制限ヲ行フヲ得タルコトソ  
 レ自体ニ於テ將來遠達競争ヲ避クルヲ得タルノミニテモ國民負擔ノ  
 上ニ於テ重大ナル效果アルベク猶其制限力縮少的ナリシ點ニ於テ更  
 ニ一段ノ效果アリト云フヲ得可キナリ  
 猶艦船ハ軍艦ノ建造費ニ及ボス影響大ナルモノナルガ今回ノ會議ニ  
 於テ原則トシテ各國一律ニ

(3500)







航空母艦ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關

可キ立場ニアレトモ今回ノ條約ニ於テ我國ハ補助艦ノ總括對米七割  
ノ點ハ其目的ヲ達セルヲ以テ次回ニ於ケル主張ハ今回ノ條約ニ依  
ル輕巡洋艦及驅逐艦ノ保有量ヲ減少シ之ヲ八吋砲巡洋艦及潛水艦ノ  
保有量ノ増加ニ轉用セントスルモノニ外ナラズ依ツテ大局ヨリ之ヲ  
見レバ今回ノ條約ニ依ル保有量ヲ基準トシテ將來ニ亘ル國民負擔ノ  
減少ヲ考量スルハ敢テ不當ナラサル可シ

航空母艦

航空母艦ハ其搭載スル飛行機ノ更新ノ費メ多額ノ經費ヲ有シ他ノ各  
艦種ニ比較シ全一噸數ニ對シ最高ノ經費ヲ要スルモノナルカ華府會  
議ニ於テハ一萬噸ヲ超ユルモノノミニ付テ制限シ一萬噸未満ノモノ  
ニ對シテハ其保有量ニ制限ナカリシヲ以テ之等小型ノ航空母艦ニ關

(5.4續前)



二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 二十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 三十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 四十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 五十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 六十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 七十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 八十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 九十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百〇九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十一、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十二、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十三、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十四、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十五、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十六、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十七、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十八、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百一十九、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百二十、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百二十〇、航空母艦ハ其構造ニ關シテ、  
 一百二十〇

(西三〇一)

シ造艦競争ノ餘地ヲ殘シタル所今回ノ會議ニ於テ我國ノ提案ニ依リ  
 小型航空母艦ノ保有量ヲモ制限スルコト、シ其制限量ハ大型及小型  
 ヲ通シテ華府條約ニ於ケル大型航空母艦ノ制限量ニ止マルコトヲ條  
 約上規定セリ

即我國ニ於テハ華府條約ニ依ル制限量ハ八萬一千噸ニシテ大型航空  
 母艦ノ現有量ハ五萬三千八百噸ナリ故ニ英米ニシテ華府會議ノ制限  
 量迄大型航空母艦ヲ建造スルトキハ我國モ又二萬七千二百噸ノ建  
 造ヲ必要トシ小型航空母艦ニ至リテハ外國ノ狀勢如何ニヨリ其建造  
 量ハ無制限ナリ<sup>全然</sup>キ然ルニ<sup>航空母艦ハ大型及小型ヲ通シテ</sup>今回ノ條約ノ結果我國ノ建造ノ餘地及其必要ノ  
 最高現度ハ僅ニ一萬二千三百三十噸ニ止マルコト、ナレリ唯當リ經費  
 最多額ヲ要スル艦種ニ於テ上記ノ如キ縮少的制限ヲ行フヲ得タルハ

(0.5) 權留稿







原本不鮮明

（以下は極く淡く、ほとんど不可読な文字列）

(原簿一)

第二、會議決裂ノ場合ト今回ノ條約成立ノ場合トノ經費増減ノ比較

今回ノ會議ニ於テ我主張ヲ遂モ曲グルコトナク其爲メ不幸ニシテ決裂ヲ招  
キタル場合ニ果シテ幾何ノ經費ヲ要スルキヤハ其ノ場合ニ於テ日米兩國ノ間  
ニ補助艦及小型航空母艦ノ製造競争ヲ惹起スルヤ否ヤ製造競争起ルトセバ  
其程度如何ニ依リテ其爲メニ要スル經費ハ大小非常ニ差異アルベク製造競  
争ノ激甚ナル場合ニ於テ經費ノ膨脹延テ國民負擔ノ増加ハ甚シ測リ知ルベ  
カラザルモノアラシテ倫敦條約成立ノ場合ト比較シテ果シテ幾何ノ増  
加ヲ來スヤ換言スレバ倫敦條約ノ成立ハ會議決裂ノ場合ニ比較シテ國民ノ負  
担ヲ減少スルコト幾何ナルヤハ甚巨額ノ金額ニ上ル場合アリ得可シト云フ  
ノ外之ヲ具体的ニ明示シ能ハサル事柄ニ屬ス乍然今説明ノ便宜上補助艦ニ  
關シ製造競争非常ニ激甚ナラサル場合ヲ假裝シ或假定數ヲ標準トシ試ニ數

(以下は極く淡く、ほとんど不可読な文字列)



（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

字ヲ舉グレバ左ノ如シ

(一) 主力艦

主力艦ニツキテハ華府條約通り其建造ヲ行フコト、ナルベク其建造費ハ  
前述ノ如ク昭和十一年迄ニ於テ

約三六〇、〇〇〇、〇〇〇 圓

ニシテ其他比較ヲ存積スルヲ要スルヲ以テ之ニ要スル改装費及經常維持  
費ヲ減額スル能ハザルベシ

(二) 補助艦

一、海府會議ニ於テ米國ガ英國ノ爲メニ容認シ從ツテ自國ノ爲メニ大体全  
量ヲ保有スベキ事ヲ認メタル噸數（潜水艦ハ英國案及米國當初提案  
ノ九萬噸ト假定ス）ニ達スル迄製造スルモノト假定スレバ日本ハ其七

其結果トシテ

(b.5 欄添納)







航空母艦ニ於テ一萬噸ヲ超ユルモノノミヲ華府會社制限量ノ範圍内ニ於  
 條約ニ依ル場合ノ一九三六年迄ノ新規建造費ニ比較スレバ  
 三三、二〇〇、〇〇〇圓ヲ増加ス

航空母艦  
 航空母艦ニ於テ一萬噸ヲ超ユルモノノミヲ華府會社制限量ノ範圍内ニ於  
 條約ニ依ル場合ノ一九三六年迄ノ新規建造費ニ比較スレバ  
 三三、二〇〇、〇〇〇圓ヲ増加ス

四六、七〇〇、〇〇〇円

四六、三〇〇、〇〇〇円

一八、六〇〇、〇〇〇円

一八、七〇〇、〇〇〇円

マルコトヲ得タリトスル場合ハ條約成立ノ場合ニ比較シ幾何ノ經費ヲ  
 増加スルヤト云フニ

毎年度平均

建造費

維持費

合計

一五、七〇〇、〇〇〇円

一、五〇〇、〇〇〇円

二七、二〇〇、〇〇〇円

ノ負擔ヲ將來ニ増加シ猶右ノ保有量ニ到達スル迄ノ新規建造費ヲ倫敦  
 條約ニ依ル場合ノ一九三六年迄ノ新規建造費ニ比較スレバ

三三、二〇〇、〇〇〇圓ヲ増加ス

航空母艦

航空母艦ニ於テ一萬噸ヲ超ユルモノノミヲ華府會社制限量ノ範圍内ニ於  
 條約

(5.5欄填納)



本邦海軍の増強に必要なる艦艇の建造に、海軍省は、

総額

1,110,000,000 圓

海軍省は、本邦海軍の増強に必要なる艦艇の建造に、海軍省は、

1,110,000,000 圓

1,110,000,000 圓

1,110,000,000 圓

海軍省は、本邦海軍の増強に必要なる艦艇の建造に、海軍省は、

ヲ建造スルトスレバ二萬七千餘噸ノ新ナル建造ヲ必要トシ之ニ要スル額  
費ハ巡洋艦三萬噸ニ對スルモノヨリモ遙ニ大ナルベシ  
新航空隊及艦船搭載飛行機等ニ關シテハ米國ノ施設ニ應シ之ニ對應スル  
爲メ我國モ亦相當ノ施設ヲ要シ之カ現度不明ナルヲ以テ會議決案ノ場合  
ト成立ノ場合トヲ比較シ之カ比較ヲ試ムルコト困難ナリ



（右頁）

第三、倫敦成立條約ノ條項ニヨル場合ト補助艦ニ關スル三原則貫徹ノ場合トノ比較

今回ノ倫敦條約ハ補助艦ニ關スル各國ノ主張タル三原則ヲ貫徹シ得ザル爲メ補助艦總量及八吋砲巡洋艦ニ於テハ一九三六年迄ハ大体對米七割ノ目的ヲ達シタルモ潜水艦保有量ノ所謂現有勢力<sup>量</sup>ヨリ減少シタル爲メ之カ缺陷補充ノ方法ヲ講スル必要アリ依ツテ三原則ノ全部ヲ貫徹シタル場合ニ比較シ相當經費ノ増額ヲ來スベシトノ說アリ

今政府ハ今後ノ海軍ニ關シ如何ナル新規ノ施設ヲ爲スヤハ何等<sup>キ</sup>確定セル所ナク折角海軍省ニ於テ研究中ナリ從ツテ之ニ對シ幾何ノ經費ヲ要スルヤハ全く不明ナリ從ツテ三原則貫徹ノ場合ト倫敦條約ニ依ル場合トニ關シ經費ノ比較ヲ爲スコトハ甚困難ナリ

(5.9續前)



本艦隊ノ出陣ニ際スルハ海軍側ノ研究ノ進捗セル部分ニ付之ヲ試ニ舉  
 止シテ兩者ノ比較ヲ行フトキハ左ノ如シ  
 (一)主力艦近代化ニ要スル經費  
 本施設ハ主力艦ノ建造延期ノ結果現存主力艦ヲ永ク存続セシムルノ必  
 要ヲ生スル結果トシテ必要ナルモノニシテ補助艦ニ關スル三原則ノ貫  
 徹スルト否トニ拘ラズ必要トスル施設ナリ之ニ要スル經費如何ナリヤ  
 ハ只今ノ所全ク不明ナリ  
 (二)補助艦建造費  
 倫敦條約ノ艦齡ニ從ヒ補助艦三艦種ニ對シ一九三六年迄ニ要スル建造  
 費ヲ前述ノ如ク最近ノ豫算單價ニ近キモノニ依リ積算スルトキハ  
 一、三原則貫徹ノ場合 二九二、九四五、〇〇〇 圓

乍然説明ノ便宜上或程度ニ海軍側ノ研究ノ進捗セル部分ニ付之ヲ試ニ舉  
 止シテ兩者ノ比較ヲ行フトキハ左ノ如シ  
 (一)主力艦近代化ニ要スル經費  
 本施設ハ主力艦ノ建造延期ノ結果現存主力艦ヲ永ク存続セシムルノ必  
 要ヲ生スル結果トシテ必要ナルモノニシテ補助艦ニ關スル三原則ノ貫  
 徹スルト否トニ拘ラズ必要トスル施設ナリ之ニ要スル經費如何ナリヤ  
 ハ只今ノ所全ク不明ナリ  
 (二)補助艦建造費  
 倫敦條約ノ艦齡ニ從ヒ補助艦三艦種ニ對シ一九三六年迄ニ要スル建造  
 費ヲ前述ノ如ク最近ノ豫算單價ニ近キモノニ依リ積算スルトキハ  
 一、三原則貫徹ノ場合 二九二、九四五、〇〇〇 圓

(0.5欄倍納)



一、三原則貫徹ノ場合  
 二、二、一、四、九、五、〇〇〇  
 三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 二九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 三九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 四九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 五九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 六九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 七九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 八九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九〇、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九一、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九二、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九三、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九四、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九五、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九六、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九七、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九八、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 九九、一、〇、六、〇、〇〇〇  
 一〇〇、一、〇、六、〇、〇〇〇

(昭和十一年)

一、現在ノ條約ノ場合 二一、一、四、九、五、〇〇〇  
 二、三原則貫徹ノ場合ノ増 八一、〇、六、〇、〇〇〇  
 猶右新建造完成後ニ於ケル將來毎年ノ平均代艦建造費及維持費三原則  
 貫徹ノ場合ハ左ノ如ク増加ス

建造費 六、六〇〇、〇〇〇、〇〇円  
 維持費 三、二〇〇、〇〇〇、〇〇円  
 計 九、八〇〇、〇〇〇、〇〇円

三、航空隊増設費

航空隊ノ増設ノ必要ハ軍縮會議ノ有無其條約ノ成否ニ拘ラズ從來ヨリ  
 其必要ヲ要求セラル、所ナルカ特ニ三原則貫徹セザル爲メ一層急施ノ  
 必要増加セシ部分ハ四隊ノ増置ナリ之ニ要スル經費ハ目下研究中ニテ

(5.5欄編納)







昭和六年、留保財源ニ關スル説明  
昭和六年年度豫算編成ニ際シ財政計画上軍艦建造ニ關シ後年度ニ留保シタル金額ハ  
主力艦建造費 三二一、〇〇〇、〇〇〇  
補助艦建造費 一七八、五九九、三二七  
工廠設備費 一四、五〇〇、〇〇〇  
計 五一四、〇九九、三二七  
ニシテ其各年度年額留保額ハ左ノ如シ  
昭和五年度 六、〇〇〇、〇〇〇  
昭和六年度 一八、五四七、七二九  
昭和七年度 八七、二一〇、三〇〇

第四、留保財源ニ關スル説明

昭和六年年度豫算編成ニ際シ財政計画上軍艦建造ニ關シ後年度ニ留保シタル金額ハ

Table with 2 columns: Category and Amount. Categories include 主力艦建造費, 補助艦建造費, 工廠設備費, and 計. Amounts are in thousands of yen.

ニシテ其各年度年額留保額ハ左ノ如シ

Table with 2 columns: Year and Amount. Years are 昭和五年度, 昭和六年度, and 昭和七年度. Amounts are in thousands of yen.

(b. 欄出納)



昭和八年 八七、九〇六、八二六  
 昭和九年 九六、〇三六、三八五  
 昭和十年 一〇五、九二四、七六七  
 昭和十一年 一一二、四七三、三二〇  
 合 計 五一四、〇九九、三二七

其中主力艦及補助艦建造費ノ内容ハ次ノ如シ

一、主力艦

一隻ノ建造費八千萬圓トシ六年度以降毎年度一隻宛六隻ノ建造ニ着手シ内二隻ヲ完了シ三隻目ハ殆完了スルモ若干十二年度ニ亘ルコト、シ他ノ三隻ハ建造中ニシテ華府條約ノ規定ヨリ稍竣工期ヲ繰下グル豫定ノ許ニ立案セリ

昭和八年 八七、九〇六、八二六  
 昭和九年 九六、〇三六、三八五  
 昭和十年 一〇五、九二四、七六七  
 昭和十一年 一一二、四七三、三二〇  
 合 計 五一四、〇九九、三二七

其中主力艦及補助艦建造費ノ内容ハ次ノ如シ

一、主力艦

一隻ノ建造費八千萬圓トシ六年度以降毎年度一隻宛六隻ノ建造ニ着手シ内二隻ヲ完了シ三隻目ハ殆完了スルモ若干十二年度ニ亘ルコト、シ他ノ三隻ハ建造中ニシテ華府條約ノ規定ヨリ稍竣工期ヲ繰下グル豫定ノ許ニ立案セリ



一、海軍省の造船計画  
 二、海軍省の造船計画  
 三、海軍省の造船計画  
 四、海軍省の造船計画  
 五、海軍省の造船計画  
 六、海軍省の造船計画  
 七、海軍省の造船計画  
 八、海軍省の造船計画  
 九、海軍省の造船計画  
 十、海軍省の造船計画  
 十一、海軍省の造船計画  
 十二、海軍省の造船計画  
 十三、海軍省の造船計画  
 十四、海軍省の造船計画  
 十五、海軍省の造船計画  
 十六、海軍省の造船計画  
 十七、海軍省の造船計画  
 十八、海軍省の造船計画  
 十九、海軍省の造船計画  
 二十、海軍省の造船計画  
 二十一、海軍省の造船計画  
 二十二、海軍省の造船計画  
 二十三、海軍省の造船計画  
 二十四、海軍省の造船計画  
 二十五、海軍省の造船計画  
 二十六、海軍省の造船計画  
 二十七、海軍省の造船計画  
 二十八、海軍省の造船計画  
 二十九、海軍省の造船計画  
 三十、海軍省の造船計画  
 三十一、海軍省の造船計画  
 三十二、海軍省の造船計画  
 三十三、海軍省の造船計画  
 三十四、海軍省の造船計画  
 三十五、海軍省の造船計画  
 三十六、海軍省の造船計画  
 三十七、海軍省の造船計画  
 三十八、海軍省の造船計画  
 三十九、海軍省の造船計画  
 四十、海軍省の造船計画  
 四十一、海軍省の造船計画  
 四十二、海軍省の造船計画  
 四十三、海軍省の造船計画  
 四十四、海軍省の造船計画  
 四十五、海軍省の造船計画  
 四十六、海軍省の造船計画  
 四十七、海軍省の造船計画  
 四十八、海軍省の造船計画  
 四十九、海軍省の造船計画  
 五十、海軍省の造船計画

三 補助艦

昨年豫算編成ノ際ニ於テハ倫敦會議開催ノ招請ニハ接シタルモ會議ノ前途全ク不明ナル爲メ當時ノ米國ノ建造計劃ヲ標準トシ之ニ對シ大体ニ於テ七割ニ達スルコトヲ目標トスルトキハ八吋砲巡洋艦ノ外ハ我國ハ何等ノ建造ヲ行ハサルモ昭和十一年度末ニ於テハ輕巡洋艦ニ於テハ米國ノ約十一割區逐艦及潜水ノ兩艦種ニ於テハ米國保有量ノ數倍ニ達スル状態ナリシヲ以テ八吋砲巡洋艦ノ建造ヲ主トシ之ニ加フルニ工業力維持ノ趣旨ニ依リ驅逐艦及潜水艦ヲ配スルコト、シ

- 八吋砲一萬噸巡洋艦 四隻
- 驅逐艦 一〇隻
- 潜水艦 一〇隻

(5.5續前)



原本不鮮明

（Faint, mostly illegible text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern due to fading and the quality of the scan.)

大藏省

計

二四〇

分ニ該當スル建設費トシテ

一九八、〇〇〇、〇〇〇

ヲ留保スルコト、ナシタルモ當時各省ニ亘リテ一般的經費ノ節約ヲナシタル所海軍省ニ於テ其所管經費ノ節約不足額丈右財源ヲ減少スルコト、ナシタルヲ以テ

差引 一七八、五九九、三二七

ニ止ムルコト、ナレリ

而シテ右留保財源中補助艦ノ建造及航空隊ノ増備其他ニ充當シテ幾何ノ財源ヲ餘シ得ルヤト云フニ補助艦ノ建造費ノミニ關シテハ稍實際ニ近カルベシト思ハル、金額ヲ豫定シ得可キ他ノ經費ニ於テハ上述ノ如

大藏省

(0.5欄補納)



Vertical columns of handwritten Japanese text, likely a ledger or account book, with some numbers visible.

ク其金額不明ニシテ果シテ幾何ノ剩餘額ヲ得可キヤ今日ノ處之ヲ明言  
スルヲ得ズ



[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side]

極 秘

倫敦海軍會議成否ニ依ル財政上ノ負擔ニ就テ

昭和五、三、三十一省議、其税金極  
同列、対ミ大、大、有、其、別、九、  
井上、有、ね、た、は、二、百、相、自、文、

華盛頓會議ノ結果主力艦ノ建造ハ昭和五年度迄之ヲ休止シ其ノ保有制限  
噸數維持ニ要スル代艦建造ハ昭和六年度ヨリ着手スルコトナリ居レリ  
而シテ今回ノ倫敦會議開會前後ノ事情ヨリ推測スルニ此ノ代艦建造ヲ昭  
和六年以後五ヶ年間延期スルハ各國間ニ異議ナク協定セララルモノト考  
ラルルモ今回會議ノ主題タル巡洋艦以下補助艦ノ協定ハ右ノ代艦建造ノ  
延期ト不可分ノ問題トナリ居ルヲ以テ若シ軍縮會議不調ニ了レバ昭和六  
年度ヨリノ主力艦ノ代艦建造ニ着手セザルヲ得ズ勿論軍縮會議決裂後英  
米兩國ガ華府會議協定以外ノ艦艇ニ付テ如何ナル態度ヲ採ルベキカ今日  
ヨリ逆睹シ難キヲ以テ今茲ニ唯單ニ倫敦會議ヲ豫想セザリシ以前ニ我海  
軍ノ計畫シタルモノニ依リテ之ヲ見レバ昭和五年度以後昭和十一年度迄